

令和 8 年度

由仁町水質検査計画



 由仁町建設水道課上下水道担当

目 次

1. 水質検査の基本方針
2. 由仁町水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 臨時水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査計画の見直し
10. 水質検査の精度
11. 関係機関との連携

(別図) 給水区域及び水質検査地点図

(別表1) 水質検査(水質基準項目)実施計画一覧表

(別表2) 水質検査(管理目標設定項目)実施計画一覧表

1. 水質検査の基本方針

由仁町では、水道法第4条の規定による水質基準に適合し、安心して安全な水道水をご利用いただくために、次のような方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

配水管の末端で水道水が停滞しやすい地点と配水池とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目（水道法施行規則第15条第1項第1号）及び水質基準項目（水道法施行規則第15条第1項第3号）とします。また、水質管理上留意すべき項目の水質管理目標設定項目の一部を実施します。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果に基づき、水道水の安全性の確保を最優先に設定します。

2. 由仁町水道事業の概要

由仁町の浄水場（由仁・由仁第2・三川・川端浄水場）は平成27年7月をもって休止し、千歳川を水源とする石狩東部広域水道企業団千歳川浄水場から水道水を全量受水し町内へ供給しています。

◆給水状況（令和6年度末）

区 分	内 容
給 水 区 域	由仁町全域 (山形、古川、伏見、岩内、古山、西三川、 本三川、中三川、東三川、川端の一部を除く)
計 画 給 水 人 口	6,217 人
普 及 率	99.1 %
計 画 1 日 最 大 給 水 量	3,500 m ³
1 日 平 均 給 水 量	1,786 m ³

3. 水道の原水及び水道水の状況

由仁町の水道水は、石狩東部広域水道企業団から全量を受水しています。

原水は千歳川から取水し、千歳川浄水場で浄水処理された水道水が町内にある分水施設を経由し配水池に供給されています。

水質については、石狩東部広域水道企業団ホームページ (<http://www.ishito.jp>) に公表されています。

4. 検査地点

(1) 管路末端水質計器 (別図①, ②)

各配水系統で最も管路延長が長く、配水管の末端地点で水道水が停滞しやすい場所に自動水質計器を設置しており、色度・濁度・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

また、水質基準52項目及び水質管理目標設定項目についても検査を実施します。

(2) 古山配水池 (別図③)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

また、水質基準52項目及び水質管理目標設定項目についても検査を実施します。

(3) 展望配水池 (別図④)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

(4) ハーブ配水池 (別図⑤)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

また、水質基準52項目及び水質管理目標設定項目についても検査を実施します。

(5) 三川配水池 (別図⑥)

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

また、水質基準52項目及び水質管理目標設定項目についても検査を実施します。

(6)川端配水池（別図⑦）

自動水質計器において、色度・濁度・pH・残留塩素を24時間自動連続監視しています。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1)毎日検査項目

色度・濁度・消毒の残留効果に関する検査は、町内7か所で毎日検査を行います。

(2)水質基準項目（別表1）

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目（52項目）のうち、一般細菌をはじめとする9項目については毎月検査、それ以外の項目については年4回及び年1回検査で実施します。

検査頻度については、過去3年間の結果を基に年1回とすることができる項目、また3年に1回とすることができる項目についても、水の安全及び性状の確認のため年1回は検査を町内5か所で実施します。

(3)水質管理目標設定項目（別表2）

水道水中での検出の可能性があるなど水質管理上留意すべき項目であり、検査をすることが望ましいとされる項目です。由仁町では、水質管理目標設定項目のうち9項目を年4回検査、1項目を年1回検査で行い、町内5か所で実施します。

また、石狩東部広域水道企業団も原水及び浄水について、水質管理目標設定項目の検査を実施しています。詳細は石狩東部広域水道企業団ホームページ（<http://www.ishito.jp>）で公表されています。

6. 臨時水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに、必要箇所・項目の検査を行います。

(1)給水区域内及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

(2)送配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

(3)その他特に必要があると認められたとき。

(4) 上記(1)～(3)の状況を勘案し必要な項目を検査し、安全が確認されるまで実施します。

7. 水質検査方法

- (1) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、構成団体による共同検査機関である石狩東部広域水道企業水質検査センターへ依頼します。
また、臨時検査についても同様とします。
- (2) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に示された検査方法より行います。
- (3) 毎日検査は、由仁町水道施設管理従事職員又は受託者が行います。
- (4) 試料の採取・運搬は、由仁町水道施設管理従事職員又は受託者が行い採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施して、石狩東部広域水道企業団水質検査センターへ車で搬入します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、由仁町建設水道課上下水道担当で閲覧できるほか、由仁町ホームページで公表します。

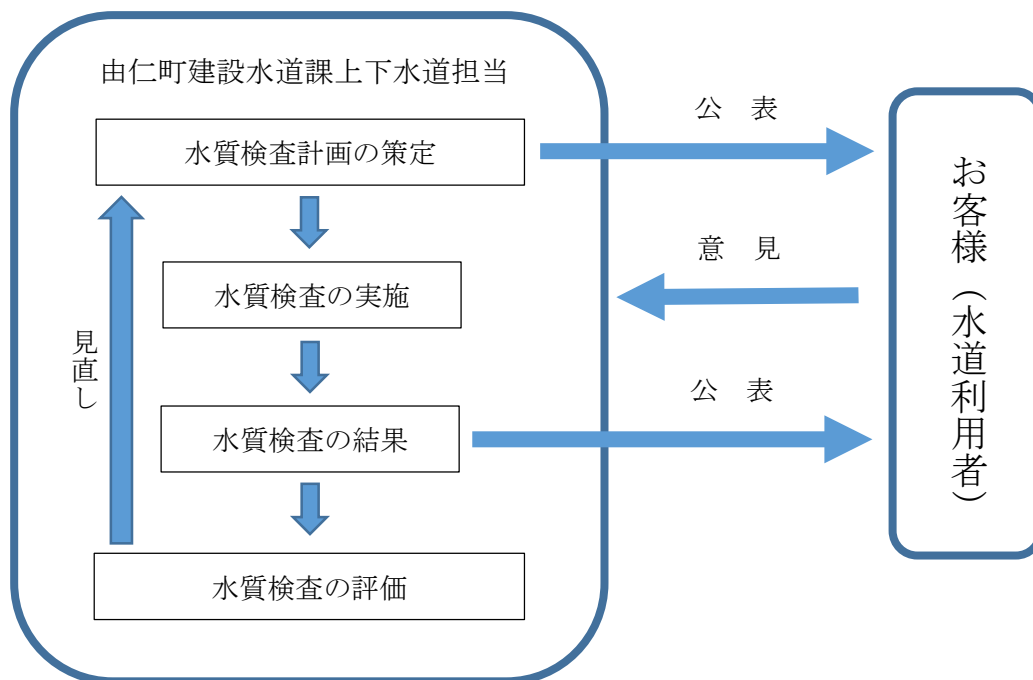
水質検査計画に基づき実施した検査結果は、随時由仁町ホームページで公表します。(<http://www.town.yuni.lg.jp>)

由仁町水道事業が石狩東部広域水道企業団から受水している水道水に関する水質検査計画及び検査結果等につきましては、石狩東部広域水道企業団ホームページ (<http://www.ishito.jp>) で御覧いただけます。

9. 水質検査計画の見直し

水質検査計画は、前年度の検査結果やお客様からの御意見、法令等の改正により随時見直しを行います。

◆水質検査計画の概要



10. 水質検査の精度

水質検査は、構成団体による共同検査機関である石狩東部広域水道企業団水質検査センターへ依頼しており、検査精度及び信頼性については精度管理結果により確認します。

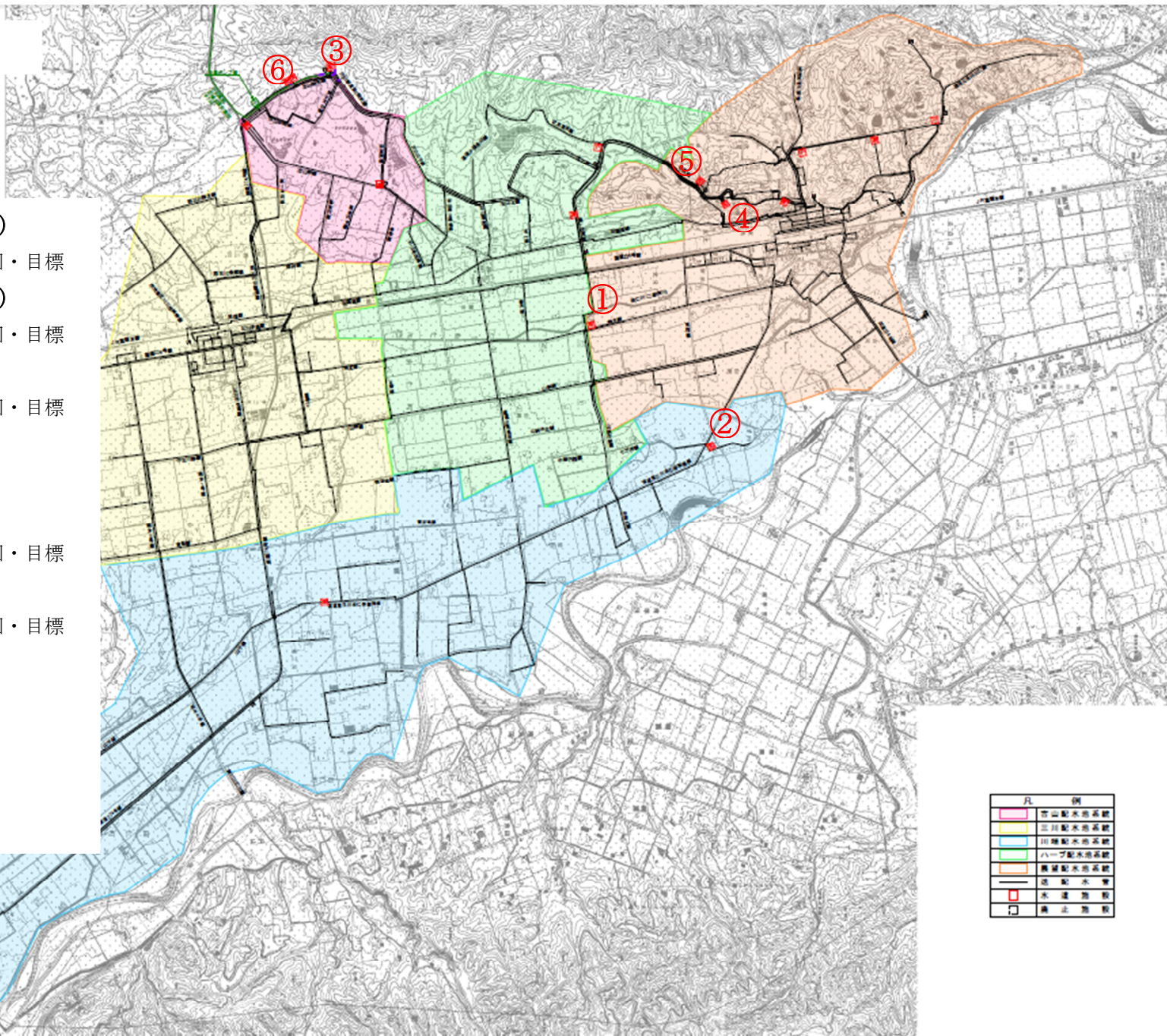
11. 関係機関との連携

水質汚染等の緊急時には、北海道空知総合振興局保健環境部保健行政室（岩見沢保健所）、石狩東部広域水道企業団、その他関係機関と連絡調整し水道水の安全を確保していきます。

給水区域及び水質検査地点図



- ①：展望系統水質計器（給水栓）
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ②：川端系統水質計器（給水栓）
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ③：古山配水池
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ④：展望配水池
毎日
- ⑤：ハーブ配水池
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ⑥：三川配水池
毎日・毎月・年4回・年1回・目標
- ⑦：川端配水池
毎日





発行・問合せ

〒069-1292 夕張郡由仁町新光 200 番地
由仁町建設水道課上下水道担当

【TEL】 0123-83-2115 【FAX】 0123-83-3020